

高知県環境基本条例

(林業環境政策課)

○経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

○特色

- (1) 環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- (2) 「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、「清流の保全」など本県ならではの環境を再評価する項目を盛り込んだこと
- (3) 「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- (4) 「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- (5) 環境基本計画とローカルアジェンダ 21 の策定を位置付けたこと

○概要

前文（抜粋）

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画

第9条 環境基本計画

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 環境影響評価の推進
- 第12条 規則の措置
- 第13条 助成等の措置
- 第14条 施設の整備等の推進
- 第15条 資源の循環的な利用等の促進
- 第16条 都市部と中山間地域との連携の促進等
- 第17条 森林及び緑地の保全等
- 第18条 農村環境の保全等
- 第19条 清流の保全
- 第20条 美しい海及び海岸の保全
- 第21条 環境美化の促進
- 第22条 良好な景観の形式
- 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
- 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
- 第25条 情報の提供
- 第26条 調査及び研究の実施等
- 第27条 監視及び測定等
- 第28条 総合調整等のための体制の整備

第3節 地球環境の保全

- 第29条 地球環境の保全に資する行動計画の策定等
- 第30条 地球環境の保全に関する国際協力等

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第31条 国及び他の地方公共団体との協力等
- 第32条 市町村への支援

**高知県環境基本計画
第三次計画の推進**

(林業環境政策課)

○経緯

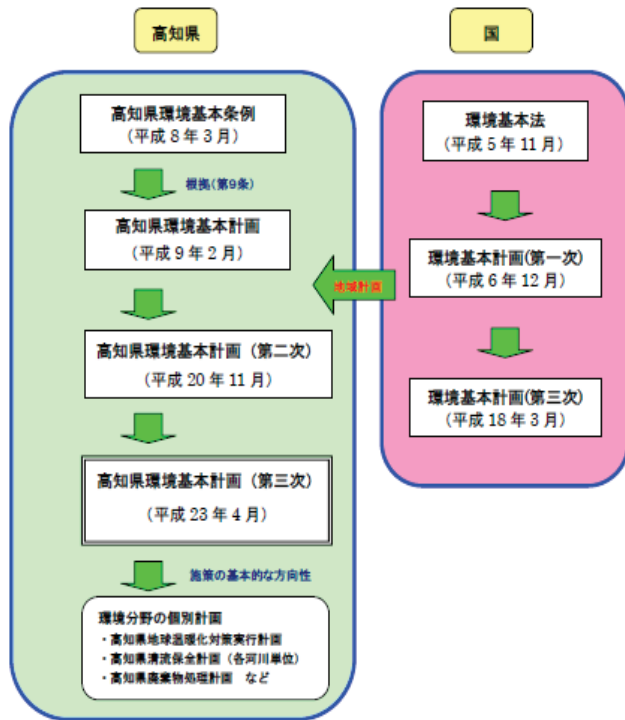
高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定し、平成20年11月に第二次計画を策定、平成23年4月に現計画の第三次計画を策定し、計画に基づいた環境政策に取り組んでいます。

○概要

■高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境分野における個別計画の具体的な施策や目標等に基本的な方向性を与えるもの

■計画の位置付け



■計画の基本的な考え方

高知は地球の循環モデル

～空・山・川・海みんなともだち～

- (1) 環境のトップ・プランナーとして本県発の企画・提案などを全国へ情報発信
- (2) 再生可能エネルギーの導入をはじめとする本県ならではの新たな環境ビジネスの振興

■計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

■めざすべき将来像

めざすべき将来像は次の3つの社会とし、県全体の統合的な取組を進めていきます。

- (1) 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会
- (3) 社会の基盤となる自然環境の保全が図られた自然共生社会

■将来像の達成に向けた取組(イメージ図)



■計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組
- (3) 自然環境を守る取組
- (4) 環境ビジネスの振興
- (5) 環境学習の推進とネットワークづくり

■各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2015年(平成27年)度までの5ヶ年でめざす各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

分野	達成度の指標
地球温暖化への対策	・県内の温室効果ガスの排出量を基準年(1990年)比で31%削減を達成します。 ※目標年度は2020年(平成32年)度

分野	達成度の指標
循環型社会への取組	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人当たりゴミ（一般廃棄物）排出量を一日 956 g 以下に削減します。 産業廃棄物の排出量を年間 114 万 9 千 t 以下に削減します。
自然環境を守る取組	<ul style="list-style-type: none"> 県内民有林の3ヶ年間（H25～29）の間伐面積を3万9千haとします。 ※目標年度は2017年（平成29年）度 公共土木工事の木材利用量を工事費1億円当たり12m³とします。 ※目標年度は2019年（平成31年）度 公共用水域における（BOD/CO₂Dのみ）に係る環境基準達成率を93%以上（BOD：95%以上、CO₂D：85%以上）とします。 地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率を94%以上とします。 特定鳥獣の年間捕獲目標をニホンジカ3万頭、イノシシ6千頭とします。
環境ビジネスの振興	<ul style="list-style-type: none"> 協働の森づくり事業によるパートナーズ協定締結件数（新規・更新）を増加させ、締結市町村を全市町村に広げます。 オフセット・クレジット（J-V E R）制度による、H18～27（累計）の吸収クレジットを6万t-co₂創出します。 ※目標年度は2015年（平成27年）度 木質バイオマスの年間利用量を40.3万とします。 ※目標年度は2015年（平成27年）度 環境保全型農業を推進し、以下の目標を達成します。 【IPM技術の普及】 施設ナス：90% 施設キュウリ：60% 施設ニラ：5% 施設カンキツ：40% 【土壌診断処方箋点数】 野菜：10,200点 【防除履歴記帳率】 100% ※目標年度は2015年（平成27年）度 リサイクル製品等認定制度によるリサイクル製品を100件以上、環境配慮型事業所（エコショップを含む）の認定数を20件以上とします。

分野	目標（数値目標）
環境学習の推進とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 「森のようちえんネットワーク」の実施団体が行う、自然体験活動への参加延べ人数を年間800人以上とします。 地域と協働して取り組む環境保全活動を公立高校の8割で実施します。 環境学習を行うにあたって、自然体験リーダーを延べ72人以上、自然体験インストラクターを延べ72人以上養成します。 4テーマ（山・川・海・街）による環境学習プログラムの開発及びプログラム集の作成を行い、小・中学校や社会教育施設等に配布し、環境教育の内容を充実します。

■計画の推進体制

（1）計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者等が取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

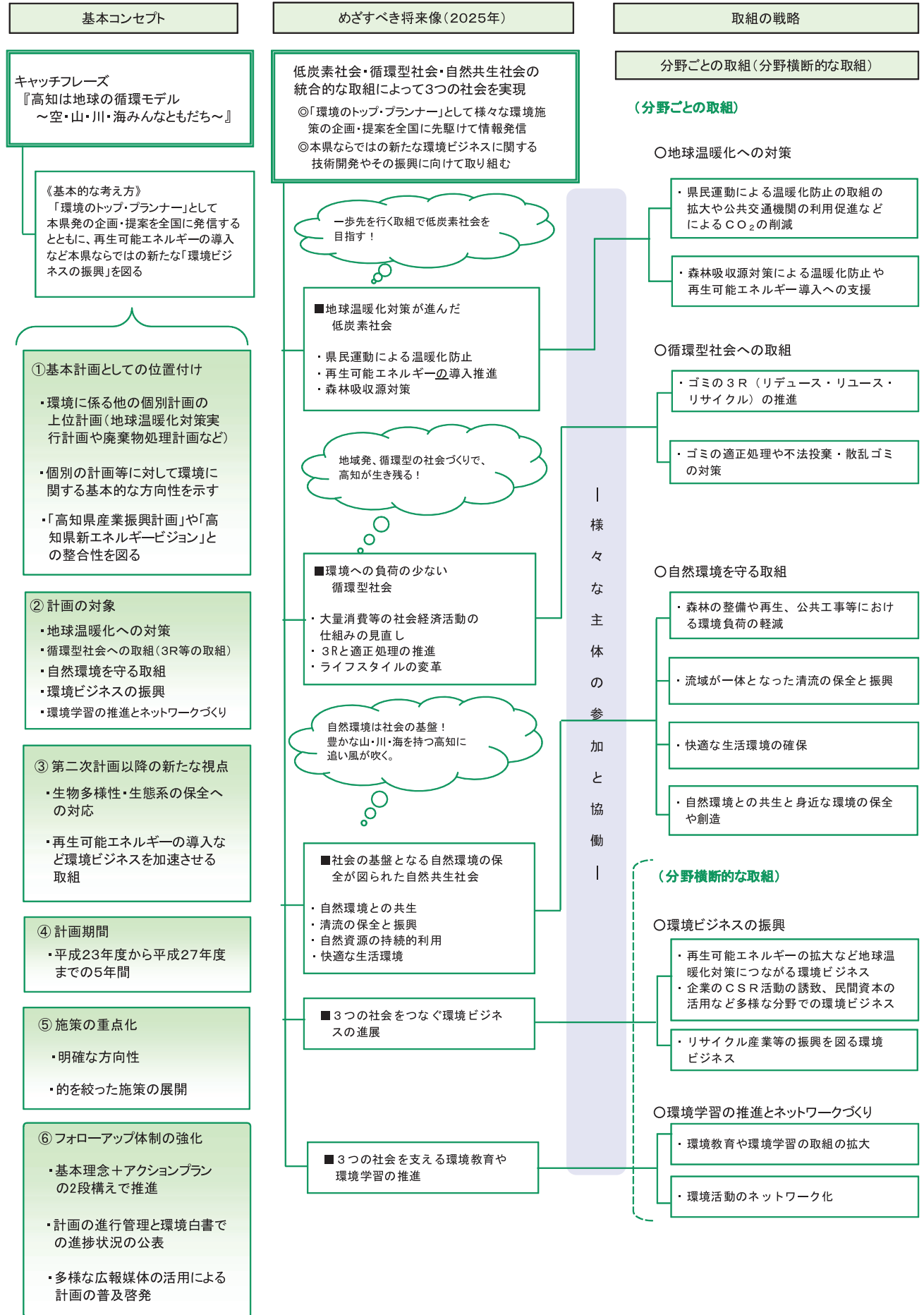
（2）計画の進行管理

P D C A サイクルの考え方に基づく進行の点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策や事業の見直しなどの検討を行います。

【計画の推進体制】



■事業体系表



高知県環境審議会

(林業環境政策課)

○概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

【各部会の所掌事務】

部会名	所掌事務
総合部会	一 部会の審議に関する総合調整に関すること 二 環境の保全に関する基本的事項に関すること 三 前各号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重要事項に関すること
生活環境部会	一 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止その他生活環境に係る重要事項に関すること 二 廃棄物処理に係る重要事項に関すること
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要事項に関すること 二 県立自然公園に係る重要事項に関すること 三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に係る重要事項に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること



高知県環境審議会の様子 (H27. 2. 5)

【審議会及び各部会の開催実績 (平成26年度)】

開催日	会議名	議 題
H26. 6. 3	自然環境部会	・生物多様性こうち戦略について ・生物多様性こうち戦略の行動計画の推進について
H27. 2. 5	環境審議会	報告事項 ・平成26年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について(室戸岬、工石山、足摺山、臼碓、大堂及び蒲葵島特別保護地区) 審議事項 ・高知県環境基本計画第三次計画の取り組み状況と成果について 諮問事項 ・高知県環境基本計画第四次計画の策定について ・高知県廃棄物処理計画(平成28年度～平成32年度)の策定について ・第11次高知県鳥獣保護管理事業計画の変更について ・高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の策定について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の策定について ・姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について
H27. 2. 5	自然環境部会	・第11次高知県鳥獣保護管理事業計画案について ・高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画案について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画案について ・姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について
H27. 2. 5	温泉部会	・温泉法第3条の規定による温泉ゆう出目的の土地掘削許可について
H27. 2. 13	生活環境部会	・高知県廃棄物処理計画(平成28年度～32年度)の策定について ・高知県廃棄物処理計画骨子(案)について ・計画策定スケジュール(案)について
H27. 2. 20	水環境部会	・平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について
H27. 3. 26	総合部会	・高知県環境基本計画第四次計画の策定について

環境影響評価制度

(環境共生課)

○現状と課題

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、県民などから意見を聴き、それらを踏まえたうえで環境への配慮を行う制度です。

○国・県の制度の状況と運用

環境影響評価法が平成11年6月に、また、環境影響評価条例が平成11年10月に施行され、それぞれの制度に基づき環境アセスメントの手続が実施されています。

環境影響評価法に基づき、手続を実施した開発事業を表1に、また、高知県環境影響評価条例に基づき、手続を実施した開発事業を表2に示します。

表1【環境影響評価法に基づく環境アセスメント実施状況】

太平洋セメント土佐工場発電所3号発電設備建設	
建設地	高知市孕東町
事業者名	太平洋セメント(株)
規模等	火力発電所出力 167,000kw
方法書受理	H11.8.30
準備書受理	H13.12.12
評価書受理	H14.12.18
今ノ山風力発電事業(仮称)	
建設地	土佐清水市及び三原村
事業者名	電源開発(株)
規模等	風力発電所出力 44,700kw
配慮書受理	H26.3.4
事業廃止	H26.9.18
大豊風力発電事業(仮称)	
建設地	大豊町
事業者名	(株)ユーラスエナジーホールディングス
規模等	風力発電所出力 23,000kw
方法書受理	H25.3.18
準備書受理	H26.4.30
評価書受理	
今ノ山風力発電事業(仮称)	
建設地	土佐清水及び三原村
事業者名	(株)関電エネルギーソリューション
規模等	風力発電所出力 60,000kw
配慮書受理	H27.1.19
方法書受理	
準備書受理	
評価書受理	

表2【高知県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント実施状況】

一般国道493号 東洋北川線	
建設地	東洋町 ～ 北川村
事業者名	高知県
規模等	一般国道 地域高規格道路 4車線 約7km
方法書受理	H12.6.29
準備書受理	-
評価書受理	-
都市計画道路 窪川佐賀線	
建設地	窪川町(現四万十町) ～ 佐賀町(現黒潮町)
事業者名	国土交通省 ※アセス主体は高知県 (都市計画決定権者)
規模等	一般国道 自動車専用道路 2車線 約17km
方法書受理	H12.10.23
準備書受理	H15.12.11
評価書受理	H16.11.2
香南清掃組合新ごみ処理施設整備事業	
建設地	南国市
事業者名	香南清掃組合
規模等	処理能力 120t/日
方法書受理	H23.10.27
準備書受理	H25.11.28
評価書受理	H26.6.25
都市計画道路 佐賀四万十線(仮称)	
建設地	四万十市 ～ 黒潮町
事業者名	国土交通省 ※アセス主体は高知県 (都市計画決定権者)
規模等	一般国道 自動車専用道路 2車線 約22km
第2種事業届出書受理	H27.8.26
知事判定通知	H27.10.23

—用語解説—

- ※1 配慮書
事業の早期段階における環境配慮を図るために、環境の保全について適正な配慮をするべき事項について検討を行った結果
- ※2 方法書
環境アセスメントの調査の方法などを示した計画
- ※3 準備書
方法書に基づき、調査・予測・評価した結果
- ※4 評価書
準備書に対する意見を検討・反映した環境アセスメントの最終結果

詳しい情報は、下記URLに掲載しています。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kochiasses.html>
 また、同条例の対象事業一覧表を表3に示します。

表3【高知県環境影響評価条例の対象事業等一覧】

対象事業の種類		第1種事業	第2種事業
①道路	一般国道、県道、市町村道	4車線・10km以上	4車線・5km以上10km未満
	〃	—	2車線・10km以上(特別地域)
	林道	幅員6.5m・20km以上	幅員6.5m・10km以上20km未満
	農道	—	2車線・10km以上(特別地域)
②河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積50ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積50ha以上100ha未満
	放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積50ha以上100ha未満
③鉄道	普通鉄道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ5km以上10km未満
④飛行場		滑走路長2500m以上	滑走路長1250m以上2500m未満
⑤発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力1.5万kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力7.5万kw以上15万kw未満
	風力発電所	出力1万kw以上	出力0.5万kw以上1万kw未満
⑥廃棄物処理施設	最終処分場	面積30ha以上	面積15ha以上30ha未満
	一般廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	産業廃棄物焼却施設	処理能力100t/日以上	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—
⑦公有水面の埋立て及び干拓		面積50ha超	面積25ha以上50ha以下
⑧下水道終末処理場		計画排水量2万m ³ /日以上	—
⑨工場又は事業場 (製造業、ガス供給業、熱供給業)		最大排ガス量4万Nm ³ /時以上又は平均排水量1万m ³ /日以上	—
⑩畜産施設	豚舎	飼育頭数5000頭以上	—
	牛舎	飼育頭数500頭以上	—
⑪土又は岩石の採取		面積50ha以上	—
⑫土地区画整理事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑬流通業務団地造成事業 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑭宅地の造成 ※		面積100ha以上	面積50ha以上100ha未満
⑮レクリエーション施設 ※		面積50ha以上	—
⑯複合開発事業(上記※のものを併せて複数実施するもの)		各事業の面積比の合計が1以上のもの	面積の合計50ha以上
○港湾計画		埋立・堀込み面積150ha以上	

(注1) 「第1種事業」とは、必ず環境影響評価の手続を行う事業、「第2種事業」とは、環境影響評価の手続が必要かどうかの判定を知事が行う事業をいいます。

(注2) 「特別地域」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法等で指定等が行われた地域をいいます。

(注3) 「港湾計画」は、港湾環境影響評価の対象となります。

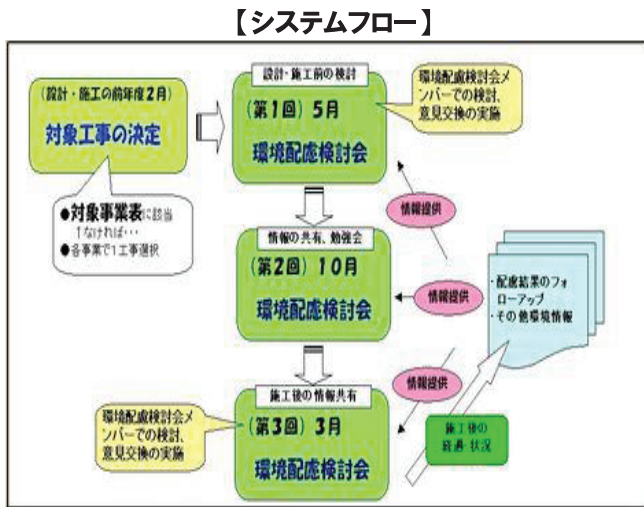
文化環境評価システム (環境共生課)

○概要

県が公共事業等のハード事業を行う際に、文化環境配慮方針に基づき、環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行う全庁的なシステムとして、平成11年度から実施しています。

対象は、事業費が一定規模以上の工事等について、工事発注前に検討会を開催し、より効果のある環境配慮を検討しています。

配慮の内容は、文化環境配慮方針の項目の中からそれぞれの現場において必要と思われるものについて検討を行い、工事終了後は実施した配慮項目について情報発信・情報共有をしています。



○配慮方針

配慮項目は下記のように、全事業種別が対象の「共通配慮事項」と、事業種別ごとに異なる「個別配慮事項」から構成されており、共通配慮事項は図のような4分野で25項目を設定し、また、個別配慮事項は事業種別ごとに4～13項目を設定しています。

例えば、共通配慮事項の「健全な生態系の維持・創造」の分野では、「多様な生態系の維持・創造」、「動物の移動経路の確保」などの項目を設け、生態系への環境保全を検討、実施します。

また、河川事業の個別配慮事項では「多自然型工法の導入の検討」や「魚の産卵、遡上時期の工事の回避」などの項目を設けて、河川工事の環境影響について検討します。



詳しくは、下記 URL を参考にしてください。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/bunka-kankyo-sys.html>

○環境配慮検討会の様子



環境配慮検討会の様子 (H27. 5)



環境配慮勉強会の様子 (H26. 12)

○平成26年度の具体的な配慮例

平成26年度の事業(工事)で取り組んできた配慮の具体的な内容を抜粋して紹介します。

■国道439号活力創出基盤総合交付金(木屋ヶ内バイパス第2橋上部工)工事 (一般道路事業)

【工事概要】

橋梁上部工 L=113m
 (施工場所) 四万十町木屋ヶ内
 (工期) 平成23年12月～平成26年7月
 (工事費) 342,479(千円)

【主な環境配慮】

・架設に当たって四万十川の支流である梶原川の

河原を極力乱さないような工法を採用しました。
・架橋位置の周辺環境色を調査し、橋梁の色彩を決定しました。



(写真1) 栲原川を極力乱さない架設工法を採用
(河原を掘削しない場所打コンクリート基礎)



(写真2) 周辺環境と調和した橋梁色彩を採用

■県道足摺岬公園線社会資本整備総合交付金松尾トンネル工事(大浜工区) (一般道路事業)

【工事概要】

トンネル工 L=488m
(施工場所) 土佐清水市松尾
(工期) 平成25年10月～平成27年3月
(工事費) 1,056,825(千円)

【主な環境配慮】

- ・区域全般の植生調査により、トンネル坑口にポット苗による緑化をしました。
- ・残土処分場で環境調査を実施し、ビオトープによる動植物の保全を検討しました。



(写真3) トンネル坑口のポット苗による緑化



(写真4) 動植物の事前調査

■国道494号防災・安全交付金(王子トンネル)工事(一般道路事業)

【工事概要】

トンネル工 L=152m
(施工場所) 須崎市吾桑
(工期) 平成25年11月～平成27年3月
(工事費) 647,229(千円)

【主な環境配慮】

- ・坑門デザインは周辺環境に配慮し、自然石に模したデザインを採用しました。
- ・掘削に伴う濁水は濁水処理プラントにて処理し、河川へ放流を行いました。



(写真5) 坑門デザインの環境配慮



(写真6) 濁水処理プラント

■奥田川広域河川改修工事（河川事業）

【工事概要】

護岸工 L=200m
 （施工場所）いの町八田
 （工期）平成23年11月～平成26年9月
 （工事費）100,000（千円）

【主な環境配慮】

- ・シート系ブロックマットにより堤防・護岸の強化を図るとともに、その上に覆土することで在来植生の復元を図り、生態系の維持に努めました。
- ・低水路をつくり水生生物の生育環境創出に努めました。
- ・工事区域内に生育する絶滅危惧種（ベニオグラコウホネ・ナガエミクリ）保全のため、工事下流区間に仮移植をしました。工事完了区間への本移植は、現在、モニタリングを行っています。



（写真7）覆土状況



（写真8）低水路状況

○平成27年度の取組

平成27年度は、次の全11工事を対象として環境配慮を進めています。

■一般道路事業	1	■河川事業	2
■漁港整備事業	1	■治山事業	6
■ほ場整備事業	1		
		計	11

それぞれの工事において、予算的な制約はありますが、今後さらに職員による文化や環境への配慮が高まり、環境負荷への軽減と地域文化の保存、活用が継続的に行われていくように努めていきます。

豊かな環境づくりの支援

（豊かな環境づくり総合支援事業）

（環境共生課）

○概要

「高知県環境基本計画第三次計画」の目指す3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）の方向性に沿った取組であり、次の5つの分野のハード及びソフト事業に要する費用に対して補助を行います。

- ①地球温暖化への対策
- ②循環型社会への取組（3Rの推進等）
- ③自然環境を守る取組
- ④環境ビジネスの振興
- ⑤環境学習の推進とネットワークづくり

【補助金交付先】

- ・公益法人又はNPO等

【補助率等】

- ・定額（1件当たりの補助金の範囲が100千円以上500千円以下）

■これまでの補助実績（直近5ヶ年）

年度	補助件数	補助金額（千円）
平成21年度	11	7,190
平成22年度	15	7,196
平成23年度	10	4,754
平成24年度	7	5,192
平成25年度	12	4,835
平成26年度	10	5,617

■平成26年度採択事業

整理番号	事業名	事業概要	事業実施者	総事業費	補助金額
1	清流保全の推進を図るための、森の再生手法の検証	主に当会の実施してきた従来型の造林活動と自然遷移の手助けをすることで、広葉樹の森を育てる活動の検証作業を通して、ニホンジカの被害を前提にした人工林伐採後の森の循環サイクルの有効手段を考えようとするもの。 ①樹木を中心とした植生調査 ②モニタリングの検討 ③防護ネットのメンテナンスのあり方の検討 広葉樹の森づくり体験活動	物部川22世紀の森と水の会	616	500
2	はしっこプロジェクト —四国山地ツキノワグマ生息分布域の把握—	四国山地に生息するツキノワグマの高知県内の利用エリアを把握するため、無人カメラを利用し、一般県民と研究者、行政組織が連携し、広域な地域を対象範囲に調査する。調査結果は、土佐生物学会で発表するとともに県庁ロビー展示等で県民向けに公開する。	認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター	500	327
3	環境教育プログラムの開発と実践 ～小学校における環境教育～ 「生ゴミダンボールコンポストと緑化学習」	実施校である私立高知小学校では、菜園および花壇に購入した肥料を投入している。生ゴミから出来上がった肥料を緑化学習の素材とすることで、ムダの少ない循環の仕組みと環境への負荷を軽減する方法について理解を深める。	『地球村』高知	295	295
4	黒尊川流域情報発信事業	しまんと黒尊むらのホームページを作成し、流域の名所旧跡やイベント紹介だけでなく、歴史・文化遺産も同時収集し、黒尊川流域の新たな魅力として内外に発信することで、賛助会員の増加や交流人口の拡大による流域の経済効果を図る。	しまんと黒尊むら	255	229
5	安田川環境保全事業	安田川の再生プランの一環として、中央橋からエヤノマキまでの区間を「近自然工法」により再生を行うことにより、瀬・淵の創出、魚の休み場・産卵場の確保を図る。また、この淵を再生することで、住民の関心をさらに高め、主体的な関わりの促進を図りながら、今後の普及へもつなげる。	安田川を美しくする馬路地区村民会議	3,996	1,500
6	環境学習教材・柏島海洋生物ビデオの制作	生物多様性の宝庫、柏島周辺海域に生息する海洋生物のハイビジョンビデオを制作し、地元の子どもたちや修学旅行生への環境学習教材として、また一般の観光客など幅広い人達への観光PRビデオとして活用する。	NPO法人 黒潮実感センター	890	500
7	吉野川流域の環境保全と地域資源の活用	大豊町を流れる吉野川は、ラフティングの人気スポットとして、近年観光資源として大きな役割を担いつつあるが、地元住民は、あまり川との関わりを持っていないのが現状である。また流域付近の道路沿いには、手入れされずに伸び放題の支障木が生い茂り、せっかくの景観を遮断している。そこで、地元住民と共に、河川・自然との共存を学び、吉野川流域の自然環境を整え、地域の重要な資源として発展させるための活動を行う。	特定非営利活動法人 元気おとよ	372	188
8	小さな自然再生：手づくり魚道で生態ネットワークを回復	本事業は、小さな自然再生として、地域住民による手づくり魚道を三崎川に設置し生態ネットワークを回復すること、その効果を皆でモニタリングするしくみをつくること、結果を地域で公表できる研究発表会を継続開催することを目的として実施する。	研究会はたのおと	505	500
9	鏡川自然塾運営事業	高知市を流れる鏡川とその流域を、高知を代表する自然環境としてとらえ、その現状を科学的に把握するとともに、環境(自然)学習活動を通じて自然の仕組みを科学的に理解し、調査し、記録する市民を育てる活動を3年間にわたって実施してきた。この取組みの成果を取りまとめ「鏡川自然塾報告」として発行するとともに成果発表会を開催する。	特定非営利活動法人 環境の杜こうち	516	500
10	代かき濁水対策普及促進事業	四万十町では、農業濁水による河川の水質に与える影響が問題となっており、農地からの濁水流出負荷を低減するための対策を講じる。事業を行うにあたり、農業者・事業者等に対して清流保全意識の高揚を図るとともに、有効な手段として田植え前の代かきによる濁水抑制(浅水代かきの推進及び止水板を利用した啓発)を行う。	四万十町地域農業再生協議会	3,239	1,078
合計		10件		11,184	5,617

高知県文化環境功労者表彰 (文化推進課)

○概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰することを適当と認める場合としています。

受賞者(団体を含む)は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成27年度までに115の個人・団体を表彰しています。

また、環境関係では、28の個人・団体を表彰しています。

■表彰分野

- ①芸術の振興、文化財の保護など文化の振興に尽くしたもの
- ②地域国際化、国際友好交流、国際協力など国際交流の推進に尽くしたもの
- ③自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- ④消費生活、安全安心まちづくり、男女共同参画の分野において県民生活の向上に尽くしたもの

■平成27年度受賞者

文化の振興	香我美町文化協会
文化の振興	曾我部 修
文化財の保護	溝渕 博彦

■表彰実績

年 度	回 数	受 賞 者	受 賞 分 野							
			文化芸術	文化財の保護	生活文化	国際交流	自然環境の保護	環境の保全	県民生活の向上	その他
8	1	4	2	1				1		
9	2	7	5			1		1		
10	3	5	2				1	1		1
11	4	7	1	2		1		3		
12	5	5		2		2		1		
13	6	9	5	2		1		1		
14	7	6	3	1		1		1		
15	8	7	4	1		1		2		
16	9	7	3	1	1			2		
17	10	7	2	1		2		2		
18	11	7	1	4		2	2			
19	12	6	2	2		2	2			
20	13	6	1	2		1	1		2	
21	14	4	2			1		1	1	
22	15	5	1	1		1	2			
23	16	4	3			1			1	
24	17	4	2					2		
25	18	6	3	3				1		
26	19	6	3	1				1	2	
27	20	3	2	1						
合計		115	47	25	1	17	8	20	6	1

※分野は重複している場合がありますので、受賞者(団体を含む)の計とは合わないところがあります。